

石綿含有廃棄物・水銀廃棄物に関する既存制度

1. 経緯

(1) 石綿含有廃棄物

平成3年の廃棄物処理法の改正により、「廃石綿等」が特別管理産業廃棄物に指定された。

その他の石綿を含有する廃棄物については、「非飛散性アスベスト廃棄物の取扱いに関する技術指針」（平成17年3月30日有害物質含有等製品廃棄物の適正処理検討会）に基づき、その適正処理が進められていたところ、平成18年の政令改正により、「石綿含有一般廃棄物」又は「石綿含有産業廃棄物」と定義され、上乘せの処理基準が定められた。

また、平成18年の法改正で創設された無害化処理認定制度の対象として「廃石綿等」、「石綿含有一般廃棄物」及び「石綿含有産業廃棄物」が指定され、埋立処分以外の無害化処理（溶融等）が政策的に促進されている。

(2) 水銀廃棄物

平成3年の法改正により、特定の施設から排出されるもので、水銀の溶出量又は含有量が判定基準を超える汚染物（ばいじん、汚泥等）が特別管理産業廃棄物に指定された。

その後、平成25年に水銀に関する水俣条約が採択され、現在有価物として取り扱われている金属水銀を中長期的には廃棄物として取り扱う必要があることが見込まれることから、平成27年の政令改正により、「廃水銀等」が特別管理廃棄物に指定された。「廃水銀等」の収集・運搬・保管基準は平成28年4月より施行されており、処分基準は平成29年10月1日より施行される予定。

その他の水銀汚染物及び水銀使用廃製品については、環境上より適切な処理の徹底を図るため、同じく平成27年の政令改正により、「水銀含有ばいじん等」及び「水銀使用製品産業廃棄物」と定義され、上乘せの処理基準が定められた。同処理基準は平成29年10月1日より施行される予定。

2. 指定対象及び処理基準

上記の廃棄物の指定対象及び主な処理基準は資料2-4-2のとおり。「水銀使用製品産業廃棄物」及び「水銀含有ばいじん等」の具体の指定対象及び処理基準の案については、平成28年10月11日よりパブリックコメントを実施しているところであり、資料2-4-2にはその内容が記載されている。

なお、産業廃棄物と特別管理産業廃棄物の処理基準の比較は次ページの表のとおり。

表 産業廃棄物と特別管理産業廃棄物の処理基準の比較

	産業廃棄物	特別管理産業廃棄物
保管基準	<p>施行規則第8条</p> <p>【保管】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保管場所からの廃棄物飛散・流出等防止措置（汚水対策、積み上げ高さ制限等） ・石綿含有産業廃棄物を保管する場合は、他の物との混合防止措置、飛散防止措置 <p>【保管場所】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・周囲に囲いを設置 ・掲示板の設置（廃棄物の種類、管理者名等） ・害虫等発生防止 	<p>施行規則第8条の13</p> <p>【保管】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保管場所からの廃棄物飛散・流出等防止措置（汚水対策、積み上げ高さ制限等） ・他の物の混入防止措置 ・廃棄物の種類別に必要な措置（密封、高温防止、腐食防止等） <p>【保管場所】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・周囲に囲いを設置 ・掲示板の設置（廃棄物の種類、管理者名等） ・害虫等発生防止
収集運搬基準	<p>施行令第6条第1項第1号</p> <p>【収集又は運搬】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物の飛散・流出防止 ・悪臭、騒音、振動に対する生活環境の保全措置 ・収集運搬用施設の設置時の生活環境保全措置 ・運搬車等の両側面に必要な表示及び書面携行 ・運搬車、運搬容器及び運搬用パイプラインからの廃棄物飛散・流出等防止措置 ・石綿含有産業廃棄物は、破碎しない方法で、かつ、その他の物と区分して収集又は運搬 <p>【積替】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物飛散・流出等防止措置 ・害虫等発生防止措置 ・囲いの設置及び掲示板の設置（廃棄物の種類（石綿含有産業廃棄物が含まれる場合はその旨）、管理者名等） ・石綿含有産業廃棄物と他の物との混合防止措置 <p>【積替保管】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・積替時（運搬先が定められている場合等に限る）以外の保管の禁止 ・保管量を平均搬出量の7倍に制限 ・保管基準の遵守 	<p>施行令第6条の5第1項第1号</p> <p>【収集又は運搬】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物の飛散・流出防止 ・悪臭、騒音、振動に対する生活環境の保全措置 ・収集運搬用施設の設置時の生活環境の保全措置 ・運搬車等の両側面に必要な表示及び書面携行 ・運搬車及び運搬容器からの廃棄物飛散・流出等防止措置 ・運搬用パイプラインの使用禁止 ・収集運搬者の文書（種類等）の携帯 ・他の物と区分して収集又は運搬 ・人の健康又は生活環境被害の防止 ・その他廃棄物の種類別に必要な措置（密閉容器による収集運搬等） <p>【積替】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物飛散・流出等防止措置 ・害虫等発生防止措置 ・囲いの設置及び掲示板の設置（廃棄物の種類、管理者名等） ・他の物との混合防止措置 ・その他廃棄物の種類別に必要な措置（密封、高温防止、腐食防止等） <p>【積替保管】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・積替時（運搬先が定められている場合等に限る）以外の保管の禁止 ・保管量を平均搬出量の7倍に制限 ・保管基準の遵守

<p>処分又は再生基準</p>	<p>施行令第6条第1項第2号</p> <p>【処分・再生】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物の飛散・流出防止 ・悪臭、騒音、振動に対する生活環境の保全措置 ・中間処理用施設の設置時の生活環境の保全措置 ・焼却は、構造基準（燃焼温度 800℃以上等）に合致した焼却設備を使用 ・熱分解は、構造基準（必要な熱分解温度・圧力を保つこと等）に合致した熱分解施設を使用 ・種類別処分・再生方法（平成 11 年厚生省告示第 148 号等） <p>【保管】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保管はやむを得ない期間以内 ・保管量を 1 日処理能力の 14 倍に制限（一部例外あり） ・保管基準の遵守 	<p>施行令第6条の5第1項第2号</p> <p>【処分・再生】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物の飛散・流出防止 ・悪臭、騒音、振動に対する生活環境の保全措置 ・中間処理用施設の設置時の生活環境の保全措置 ・焼却は、構造基準（燃焼温度 800℃以上等）に合致した焼却設備を使用 ・熱分解は、構造基準（必要な熱分解温度・圧力を保つこと等）に合致した熱分解施設を使用 ・人の健康又は生活環境被害の防止 ・その他廃棄物の種類別に必要な措置（平成 4 年厚生省告示第 194 号等） <p>【保管】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保管はやむを得ない期間以内 ・保管量を 1 日処理能力の 14 倍に制限 ・保管基準の遵守
<p>埋立処分基準</p>	<p>施行令第6条第1項第3号</p> <p>【埋立処分】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物の飛散・流出防止 ・悪臭、騒音、振動に対する生活環境の保全措置 ・埋立処分用施設の設置時の生活環境の保全措置 ・害虫等発生防止措置 ・安定型産業廃棄物以外の産業廃棄物の地中空間利用処分の禁止 ・埋立処分終了後、表面を土砂で覆土 ・その他廃棄物の種類別に必要な措置（あらかじめ焼却、判定基準適合等） <p>【埋立場所】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・囲い設置及び処分の場所であることの表示 ・安定型、管理型又は遮断型最終処分場での処分 	<p>施行令第6条の5第1項第3号</p> <p>【埋立処分】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物の飛散・流出防止 ・悪臭、騒音、振動に対する生活環境の保全措置 ・埋立処分用施設の設置時の生活環境の保全措置 ・害虫等発生防止措置 ・地中空間利用処分の禁止 ・埋立処分終了後、表面を土砂で覆土 ・人の健康又は生活環境被害の防止 ・その他廃棄物の種類別に必要な措置（あらかじめ焼却、判定基準適合等） <p>【埋立場所】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・囲い設置及び処分の場所であることの表示 ・管理型又は遮断型最終処分場での処分
<p>海洋投入処分</p>	<p>施行令第6条第1項第4号</p> <ul style="list-style-type: none"> ・埋立処分を行うのに支障がある場合で、特定の廃棄物に限り海洋投入処分可能 ・廃棄物の飛散・流出防止 ・悪臭、騒音、振動に対する生活環境の保全措置 ・海洋投入処分用施設の設置時の生活環境の保全措置 	<p>施行令第6条の5第1項第4号</p> <p>禁止</p>

委託基準	<p>施行令第6条の2</p> <p>【許可業者に委託】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 運搬又は処分を他人に委託する場合には、産業廃棄物収集運搬業者、産業廃棄物処分業者それぞれに委託 ・ 委託契約は書面で行う 	<p>施行令第6条の6</p> <p>【許可業者に委託】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 運搬又は処分を他人に委託する場合には、特別管理産業廃棄物収集運搬業者、特別管理産業廃棄物処分業者それぞれに委託 ・ 委託契約は書面で行う <p>【事前に文書で通知（廃棄物の種類等）】</p>
------	---	--